

こ成安第44号  
6教参学第51号  
令和7年3月21日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長  
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
認可外保育施設担当課(室)長  
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長  
各都道府県・市町村・特別区母子保健主管部(局)長  
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長  
こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局保育政策認可外保育施設担当室長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁成育局母子保健課長  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

#### 教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令123号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行

に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月31日付け、27文科初第1785号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、令和7年度に限り、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるほか、令和7年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、新たに乳児等通園支援事業及び産後ケア事業について、重大事故としての報告をお願いしたく、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和7年4月1日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）、学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日付け、27文科初第1785号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、事故が発生した場合には

事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、乳児等通園支援事業については、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行い、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

## 2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (14) 産後ケア事業
- (15) 認可外保育施設

## 3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

## 4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

## 5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告す

ること。

## 6. 報告要領

### 別添2「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

- (4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

- (5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

## 7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係  
・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)  
・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

- ・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係  
・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)  
・MAIL : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
・MAIL : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

- こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係  
・TEL : 03-6858-0133  
・MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

エ 放課後児童クラブ

- こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
・TEL : 03-6861-0303  
・MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

- こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係  
・TEL : 03-6861-0224  
・MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ ファミリー・サポート・センター事業

- こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係  
・TEL : 03-6861-0519  
・MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
  - ・TEL : 03-6858-0078
  - ・MAIL : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

ク 産後ケア事業

- こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
  - ・TEL : 03-6862-0413
  - ・MAIL : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ケ その他、事故の報告等の制度全般

- こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
  - ・TEL : 03-6858-0183
  - ・MAIL : anzentaaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

（2）施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

- 消費者庁消費者安全課
  - ・TEL : 03-3507-9201
  - ・MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

## 8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

## 【別紙】

### 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」 中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

### 【問合せ先】

- 事故の報告全般に関すること  
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係  
TEL : 03-6858-0183
- 保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係  
TEL : 03-6858-0058
- 特定地域型保育事業に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係  
TEL : 03-6858-0058
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室学校安全係  
TEL : 03-6734-2966
- 延長保育事業に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係  
TEL : 03-6858-0048
- 放課後児童クラブに関すること  
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
TEL : 03-6861-0303
- 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること  
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係  
TEL : 03-6861-0224
- 一時預かり事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係  
TEL : 03-6858-0078
- 病児保育事業に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係  
TEL : 03-6858-0056
- ファミリー・サポート・センター事業に関すること  
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係  
TEL : 03-6861-0519
- 産後ケア事業に関すること  
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係  
TEL : 03-6862-0413
- 認可外保育施設（全類型）に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係  
TEL : 03-6858-0133

# 教育・保育施設等事故報告書

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭った子どもの情報								
子どもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)				子どもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等 (放課後児童クラブは子どもの学年を選択)				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のことどもの人数			事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員・助産師等			
事故発生時のことどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害

(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起きた場合は、「産後ケア事業案等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

# 教育・保育施設等事故報告書

ver.5  
(裏面)

ソフト面					
事故防止マニュアル		具体的な内容			
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
職員配置		具体的な内容			
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					
ハード面					
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容	
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					
環境面					
教育・保育等の状況		具体的な内容			
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					
人的面					
対象児の動き		具体的な内容			
担当職員の動き		具体的な内容			
他の職員の動き		具体的な内容			
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					
自治体コメント【必須】					
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)					
【施設・事業所別の報告先】					
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)				
→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikkankyou.kenzen@cfa.go.jp)				
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業				
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikkankyou.katei@cfa.go.jp)				
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)				
③ 特別支援学校幼稚部	→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikkankyou.kosodate@cfa.go.jp)				
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	⑦ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)				
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	→ こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuuufu@cfa.go.jp)				
【全施設・事業所共通の報告先】					
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisyu.anzen@caa.go.jp)	⑧ 産後ケア事業				
※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。	→ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)				
※ 裏面の記載事項は、大部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。					

# 教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.5  
(表面)

基本情報						
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	Cこども園	
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1	
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男	
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会	
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月
					1日	
事故に遭った子どもの情報						
子どもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)	2歳	8か月		子どもの性別	男	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等 (放課後児童クラブは子どもの学年を選択)	3歳児クラス	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該子どもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。					
事故発生時の状況						
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯	昼食時・おやつ時	
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等	異年齢構成	
事故発生時の子どもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数	3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	1名
事故発生時の子どもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上 学童 その他
0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)					
事故の誘因	死亡					
事故の転帰	死亡					
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。					
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。					
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。					
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。				
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。				
	病院名	I総合病院				
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおばりながら食べているという食べ方をしていた。 2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。 ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。 保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなかったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開けさせた。 背中を強く叩いたが、何も出でない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。 看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。 看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認した。 心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 ○/○ 意識が回復しないまま死亡。					
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 ○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明 【市の対応】 ○/○ 記者クラブへ概要を説明					

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起きた場合は、「産後ケア事業案等発生時報告様式」「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡別添3)で報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

# 教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.5  
(裏面)

## ソフト面

事故防止マニュアル	あり	具体的な内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」と記載してください(以下、同項目において同じ。)		
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回／年)	年に10回	具体的な内容	※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的な内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。		
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」と記載してください(以下、同項目において同じ。)				
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。				

## ハード面

施設の安全点検	定期的に実施	実施頻度 (回／年)	年に24回	具体的な内容	※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的に実施	実施頻度 (回／年)	年に12回	具体的な内容	※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回／年)	年に10回	具体的な内容	※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベッド、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合)は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。				
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。				

## 環境面

教育・保育等の状況	食事(おやつ)中	具体的な内容	※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。		
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。				
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。				

## 人的面

対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的な内容	※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例:朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)		
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的な内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例:雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)		
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていないかった	具体的な内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例:園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていないかった等)		
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。				
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。				

## 自治体コメント【必須】

(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。

## 【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikkankyou.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikkankyou.katei@cfa.go.jp)
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikkankyou.kosodate@cfa.go.jp)
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑦ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) → こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuuufu@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部	⑧ 産後ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	

## 【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhishya.anzen@caa.go.jp)

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

特定教育・保育施設等における事故情報データベースに掲載する情報

掲載しない情報		掲載する情報		掲載しない情報
事故報告自治体	施設・事業所名称	事故の発生状況（表面）	自治体コメント（裏面）	保護者の同意

※ 本通知に基づき報告があった事故の情報について、データベース化したものを公表しています。

※ 「DB掲載用」シートの「事故の発生状況」欄は、教育・保育施設等事故報告書(表面)の「事故の発生状況」に記載された内容、「自治体コメント」欄は、同報告書(裏面)の「自治体コメント」に記載された内容を参照してください(日付、個人名、病院名等の個人情報が掲載されないよう自治体において確認し、必要に応じて削除、黒塗り等によって修正してください。)。

※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、掲載について保護者の方の同意を得た上で、「保護者の同意」欄に○印を付していただくようお願いします。



**【プルダウンメニュー一覧】** ※ プルダウンメニューが設定されているセルは、以下の選択肢の中から回答してください。

報告事項	選択肢
事故報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報 4. 第4報以降
事故報告年月日	1. 令和6年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故報告自治体 (都道府県のみ)	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
施設・事業所種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 小規模保育事業 8. 家庭的保育事業 9. 居宅訪問型保育事業 10. 事業所内保育事業(認可) 11. 一時預かり事業 12. 病児保育事業 13. 子育て援助活動支援事業(ワーリー・サポート・センター事業) 14. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 15. 子育て短期支援事業(ワイルドステイ) 16. 子育て世帯訪問支援事業 17. 児童育成支援拠点事業 18. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 19. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 20. 産後ケア事業(ショートステイ型) 21. 産後ケア事業(デイサービス型) 22. 産後ケア事業(アウトーチ型) 23. 企業主導型保育施設 24. 地方単独保育施設 25. その他の認可外保育施設 26. 認可外の居宅訪問型保育事業
認可・認可外の区分	1. 認可 2. 認可外 3. その他
施設・事業開始月日	1. 1月～12月 2. 1日～31日
こどもの年齢	1. 0歳 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 7歳 9. 8歳 10. 9歳 11. 10歳 12. 11歳 13. 12歳 (放課後児童クラブ以外は、0か月～11か月も選択)
こどもの性別	1. 男 2. 女
施設入所年月日	1. 平成30年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
所属クラス等	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス 7. 異年齢構成 8. 小学校1年生 9. 小学校2年生 10. 小学校3年生 11. 小学校4年生 12. 小学校5年生 13. 小学校6年生 14. 一
事故発生年月日	1. 令和5年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中 5. 午後 6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃) 7. 夜間・早朝(泊り保育等)
事故発生場所	1. 施設内(室内) 2. 施設内(室外・園庭等) 3. 施設外(園外保育先・公園等)
事故発生クラス等	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス 7. 異年齢構成 8. 学童 9. 一
事故発生時の状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 睡眠中(うつぶせ寝) 4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む) 6. 水遊び・プール活動中 7. 登園・降園中 8. その他
事故の誘因	1. 死亡 2. 遊具等からの転落・落下 3. 自らの転倒・衝突 4. こども同士の衝突 5. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備 6. 他児からの危害 7. アナフィラキシー 8. 溺水 9. その他
事故の転帰	1. 負傷 2. 死亡
死因	1. 乳幼児突然死症候群(SIDS) 2. 窒息 3. 病死 4. 溺死 5. アナフィラキシーショック 6. その他 7. 一
受傷部位	1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指) 6. 一
負傷状況	1. 意識不明 2. 骨折(重篤な障害が疑われるもの) 3. 骨折(重篤な障害が疑われるもの以外) 4. 火傷 5. 創傷(切創・裂創等) 6. 口腔内受傷 7. その他 8. 一
事故防止マニュアル	1. あり 2. なし
事故防止に関する研修	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. 一
遊具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. 一
玩具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. 一
教育・保育等の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・こども達のみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・こどものみ 5. 睡眠(午睡)中 6. 食事(おやつ)中 7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった 3. いつもより活発・活動的であった 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった 3. 一

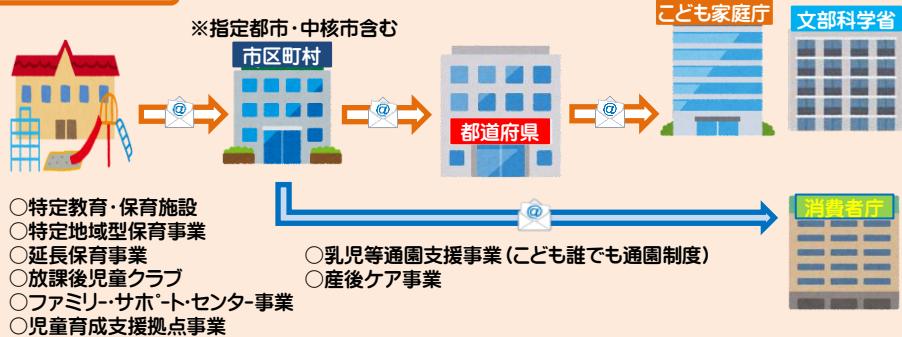
# 報告ルート

別添2

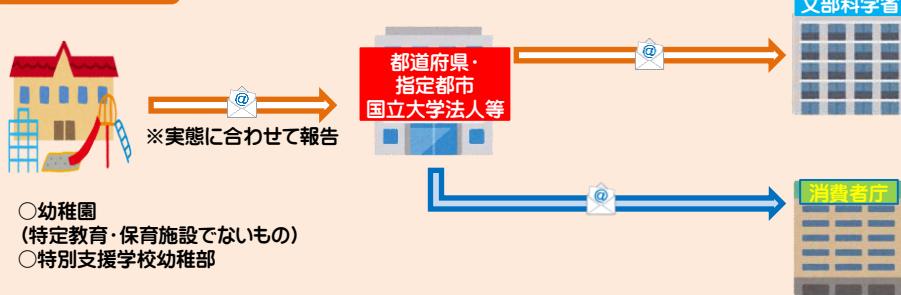
## ① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

## ② 第2報：原則1か月以内程度 等

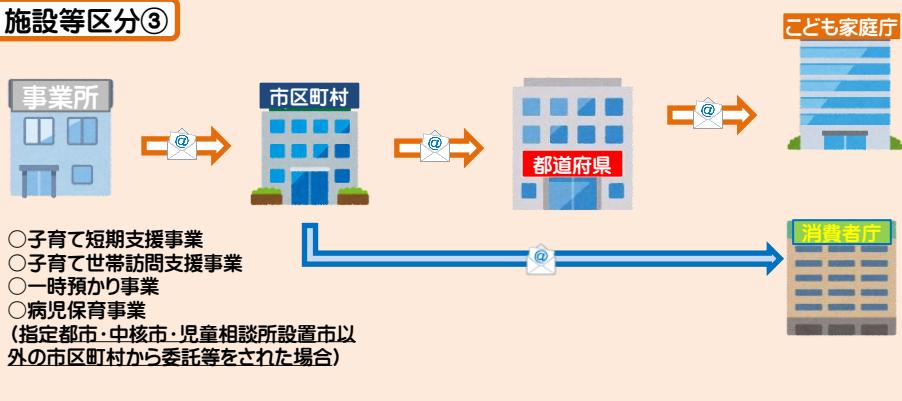
### 施設等区分①



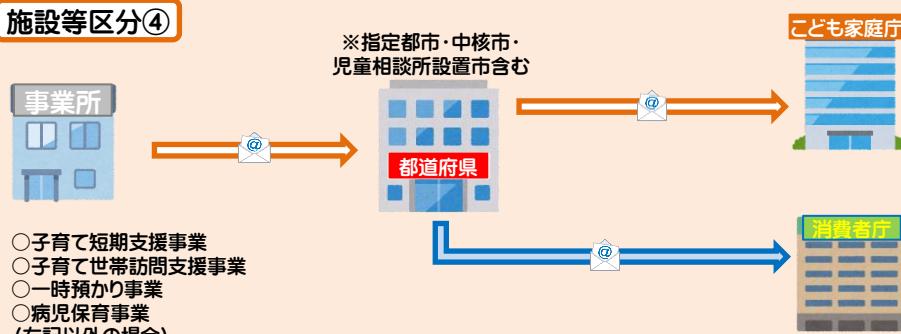
### 施設等区分②



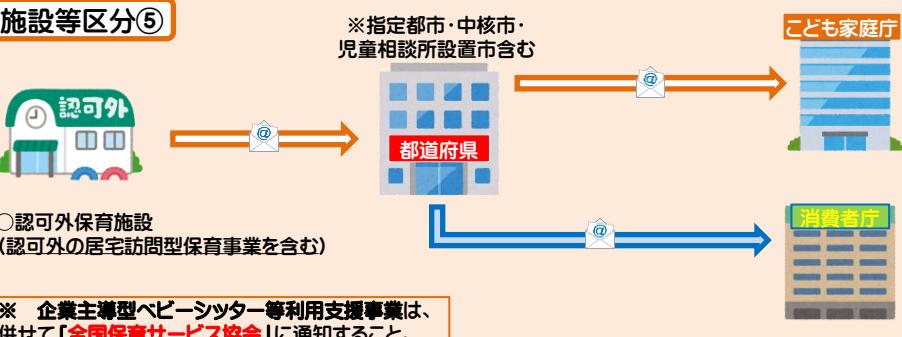
### 施設等区分③



### 施設等区分④



### 施設等区分⑤



### 施設等区分⑥

